

○天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例

平成18年3月27日

条例第218号

改正 平成21年7月1日条例第45号

平成26年2月26日条例第9号

令和元年6月28日条例第4号

令和2年3月19日条例第14号

(設置)

第1条 地域農業基盤確立農業構造改善事業促進対策要綱（平成7年構改B第89号）の規定に基づき、都市と農村との交流を基盤とし、地域特有の農村資源等の活用により、農業の振興並びに地域の新たな所得及び就業機会の増大を図るため、ユメールを設置する。

(名称及び位置)

第2条 ユメールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市総合交流ターミナル施設ユメール	天草市五和町二江547番地

(休館日)

第3条 天草市総合交流ターミナル施設ユメール（以下「ユメール」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎月第2火曜日及び第4火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 1月1日

(平21条例45・旧第5条繰上・一部改正)

(利用時間)

第4条 ユメールの利用時間は、1月1日から5月31日まで及び11月1日から12月31日までにあっては午前10時から午後9時までとし、6月1日から10月31日までにあっては午前10時から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平21条例45・旧第6条繰上・一部改正)

(利用の許可)

第5条 ユメールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、ユメールの管理上必要があると認めるときは、前項の利用の許可について条件を付することができる。

（平21条例45・旧第7条繰上・一部改正）

（利用の制限）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ユメールの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その利用がユメールの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ユメールの管理運営上支障があるとき。

（平21条例45・旧第8条繰上・一部改正）

（利用許可の取消し等）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第5条第2項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責任を負わない。

（平21条例45・追加）

（使用料）

第8条 ユメールの使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、第5条の許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

（平21条例45・追加）

（使用料の減免）

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平21条例45・全改)

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(平21条例45・旧第12条繰上・一部改正)

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、ユメールを許可目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平21条例45・旧第13条繰上)

(造作等の制限)

第12条 利用者は、ユメールを利用するために特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平21条例45・旧第14条繰上・一部改正)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、ユメールの利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第7条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき、利用を停止されたとき、又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(平21条例45・旧第16条繰上・一部改正)

(入館の制限)

第14条 市長は、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対し入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(平21条例45・旧第17条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第15条 ユメールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の

規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりユメールの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ユメールの利用の許可に関する業務

(2) ユメールの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、ユメールの管理及び運営に関する事務のうち、市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定によりユメールの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条ただし書及び第4条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条までの規定、第12条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりユメールの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がユメールの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりユメールの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がユメールの管理を行うこととされた期間前に第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（平21条例45・追加）

（利用料金）

第16条 第8条の規定にかかわらず、前条第1項の規定によりユメールの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者にユメールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（平21条例45・追加）

（利用料金の収入）

第17条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 追加)

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 追加)

(利用料金の不還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。
- (2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 追加)

(損害賠償)

第20条 利用者は、ユメールの施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 旧第 1 8 条繰下)

(立入検査)

第21条 利用者は、ユメールの職員が職務執行のため入場し、又はユメールの利用について指示をしたときは、これを拒むことができない。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 旧第 1 9 条繰下)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 旧第 2 0 条繰下)

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由がなく利用時間が終わった後も利用を続ける者
- (2) 第 7 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは退館を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
- (3) 第 1 4 条の規定により入館を拒み、又は退館を命じてもなお入館しようとする者又は退館しない者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する

金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

- 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

（平21条例45・旧第21条繰下・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の五和町総合交流ターミナル施設「ユメール」の設置及び管理に関する条例（平成17年五和町条例第10号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第9条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに利用許可を受けたものに係る利用料金については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成21年条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 この条例（第2条から第7条まで、第28条から第31条まで及び第37条（天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。）を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用に係る使用

料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 この条例（第5条、第20条から第22条まで、第25条（天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。）及び第26条の規定を除く。）による改正後の使用料及び占用料に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第14号）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に発行された入浴会員券の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第8条、第16条関係）

（令2条例14・全改）

ア 入浴料

区分	一般
3歳未満	無料
3歳以上小学生未満	320円
小学生	420円
中学生以上	530円

（備考） 入浴料回数券を発行する場合は、10枚につき1枚を加算する。

イ 家族風呂

区分	料金
1浴室	入浴料+1時間1,050円（1時間超過ごとに1,050円）

ウ 交流研修室

区分		料金
交流研修室 1	1 室	1 時間 8 4 0 円（1 時間超過ごとに 8 4 0 円）
交流研修室 2	1 室	1 時間 5 3 0 円（1 時間超過ごとに 5 3 0 円）
交流研修室 3	1 室	1 時間 5 3 0 円（1 時間超過ごとに 5 3 0 円）

エ 研修室

区分		料金
研修室 1	1 室	1 時間 2, 1 0 0 円（1 時間超過ごとに 2, 1 0 0 円）
研修室 2	1 室	1 時間 1, 5 8 0 円（1 時間超過ごとに 1, 5 8 0 円）

オ 15人以上の団体については、入浴料の割引をすることができる。